



どうがうち・まさと 1955年12月18日岡山市生まれ。1978年3月東京大学法学院卒業。1996年11月～東京大学教授（大学院法学政治学研究科・法学部）

日本スポーツ仲裁機構が活動開始

JSAA発足のきっかけ

J S A A立ち上げのきっかけは、W A D A（世界アンチドーピング機構、1999年11月に設立）を中心に行なった。アンチドーピングについてしっかりとやっているところ、日本でも、JADA（日本アンチドーピング機構、2001年9月に設立）ができたこと。JADAの発足前の報告書に「仲裁」を行なう機関の必要性がうたわれていた。

それを受け、JOC（日本オリンピック委員会）が中心になり、法律家の協力を得て日本におけるスポーツ仲裁を研究することになった。CAS（スポーツ仲裁

裁裁判所、本部＝スイス・ローザンヌを参考にしたり、アメリカに出張し、アメリカ仲裁協会で調査をしたりしてつくつていった。

その途中、千葉すずさんの問題（競泳の千葉すず選手がシドニー五輪の代表選手に選出されなかつたことについて、日本水泳連盟を相手どりCASに訴えたこ

た決定に対して選手が争うという形の争いを対象とすることに落ち着いた。

昔と今では、選手の気質も変わり、納得できないことには「どうしてですか」と意見をいう選手も多くなってきた。競技団体側もそういった選手の気質の変化は十分にわかつており、そういうことも、スポーツ仲裁についてしつかりしなければならない、ということにつながったと思う。申し立てができるのは選手だけで、競技団体は申し立ての相手方になるだけという仕組みだ。

方もあつたが、財政的なことと、範囲を広げすぎて人の手配ができないと不十分になってしまいます。まずは、日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会の3団体とその加盟団体がし

と)が出て、CASでの仲裁の末、水連の選考基準の透明性は問題ありとされたものの、選考結果については水連の主張が認められた。問題がすつきり解決できたという点で、スポーツ仲裁を行なう組織は必要だ、という認識が日本のスポーツ界全体に広がった。すつきりしないといつまでも問題がくすぶつてしまふ。当初は、大きな組織をつくってあらゆるスポーツ紛争を取り扱うということも考えられ、草野球大会における紛争であつても引き受けたらいいのではという考え方

アスリートの権利擁護と
日本スポーツ界発展のために
道垣内正人JSAA機構長に聞く

る。選手が勝てば競技団体は費用を扱われるが、選手が負けると競

技団体側が支払う必要がなくなるので、その場合は、完全にJ S A Aの負担となる。仲裁人の報酬も高くななく、ボランティアみたいな仕組みだが、そういうことから育てていかないとなかなか始まらない。

スポーツ仲裁の仕組み

日本でスポーツ仲裁を行う意義について

では、日本人同士が争う場合での言葉の問題と費用の問題が解決される点が大き

いだろう。CASに持つていった場合は、英語で審問を行わなければならない。千

棄すすさんのケーブルでは、千葉さんは力ナダの弁護士をつれてきていた。外国人

国際競技大会の代表選手選考をめぐるトラブル、
ドーピング検査結果による出場停止処分への不服など、
アスリートと競技団体の間に紛争が生ずることがある。
だが、スポーツの紛争の多くは通常の裁判では扱ってもらうことができず
裁判所に提訴しても門前払い(訴え却下)に終わってしまう。
競技団体の裁定に不服な選手は不満が残り、

競技団体の裁定に不服な選手は、裁定に間違いがあったとすれば、

アスリートの権利を侵害したまま是正されないということになる。これまで日本には、スポーツ仲裁を行う機関はなかった。

6月2日から 日本スポーツ仲裁機構

(略称・J S A A)が活動を始め、申し込み受け付けを開始した。道垣内正人機構長にJ S A A設立の意義、今後の抱負などについて聞いた。

用がかかるんだろう。
水連側は日本人の弁護士だったが、やはり言葉の問題はあったようだ。日本の選手と日本の団体間の争いなのに、どうしてわざわざスイスから仲裁人に日本にきてもらって仲裁をまかせなければならぬのかという疑問があつた。日本に組織があれば、もっと安く、迅速に解決できたのではないか。

特に、申し立てを行なう選手の側は立てみると、選手生命は限られているため、

迅速な結論はどうしても必要になつてくる。通常の裁判は地裁、高裁、最高裁と

いう3審制だが、スポーツ仲裁は1回限りで、JSAの仲裁は3週間以内に判

勝負という面もあるからだ。

日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)

紛争として最もありえるケースは、選手選考の問題とドーピングの二つだが、選手選考は国内で解決すべき問題で、国際的な場に持っていくことはありえない。けれども、ドーピングに関してはインテナシヨナルな関心が高い。ドーピングのことを想定し、JSAAの規則には、国際的な場に上訴できる仕組みができた場合はそれができるよう、といふ規定をおいている。

ドーピング問題については、WADAを中心し紛争解決システムについてもきちんとやっている。このうういう意思統一ができてるので、日本で仲裁を行った後にさらに不満があれば世界に持つて行けるという道も残さなければならぬだろう。組織は3団体が各2人ずつ理事を出し、その2人のうち1人は選手か元選手で3人の計9人による理事会が3人の計9人による理事会で、監事が2人となっている。どこかの団体が勝手なことをやろうとしても2票しかないから不可能。また、2票のうちの1票は選手サイドで、団体側が仮に結束したとしても3票しかない。どこかが意図的にコントロールすることができない仕組みになっている。

仲裁人リスト33人のうち、半分は大学の法律関係の教授、助教授で、もう半分は弁護士となっている。当事者の間で中立な人でなければ仲裁にはなれず、当事者とは関係ない人を選ぶことになる。当事者が自らそういった人を選ぶのは難しいので、参考

日本スポーツ仲裁機構・役員等名簿

役職名	氏名	所属
機構長	道垣内正人	東京大学大学院法学政治学研究科教授
専務理事		
・管理担当	福島忠彦	財団法人日本オリンピック委員会常務理事
・仲裁担当	菅原哲朗	弁護士
理事	岡崎助一	財団法人日本体育協会理事・事務局長
同	荻原健司	株式会社北野建設
同	川原貴	国立スポーツ科学センタースポーツ医科学研究部部長
同	佐藤直子	日本プロテニス協会理事
同	中島武範	財団法人日本障害者スポーツ協会常務理事
同	野口美一	日本車椅子バスケットボール連盟会長
監事	辻幸一郎	弁護士
同	早川眞一郎	東北大学大学院法學研究科教授
仲裁人幹事	小寺彰	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

日本スポーツ仲裁機構事務所

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
電話: 03-5465-1415 FAX: 03-3466-0741 (業務取り扱い14時-17時)

日本スポーツ仲裁機構・仲裁人名簿

氏名	職業・所属
石渡進介	弁護士・Field-R法律事務所
岩澤雄司	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
上杉昌隆	弁護士・アムレック法律会計事務所
上柳敏郎	弁護士・東京駿河台法律事務所
浦川道太郎	早稲田大学法學部教授
大川宏	弁護士・総合法律事務所あおぞら
小笠原正	東亜大学法學部教授
笠井正俊	京都大学法學部助教授
桂充弘	弁護士・北尻総合法律事務所
角紀代恵	立教大学法學部教授
川添丈	弁護士・ブリッジ法律事務所
小寺彰	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
小幡純子	上智大学法學部教授
澤田壽夫	弁護士・ICC国際仲裁裁判所副所長・上智大学名誉教授
高桑昭	成蹊大学法學部教授・弁護士
竹之下義弘	弁護士・東京六本木法律事務所
辻口信良	弁護士・太陽法律事務所
道垣内弘人	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
中村達也	国士館大学法學部助教授
中村稔	弁護士・中村合同特許法律事務所
那須弘平	弁護士・那須・井口法律事務所
野村美明	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
萩原金美	神奈川大学法學部特任教授・弁護士
早川吉尚	立教大学法學部助教授
日置雅晴	弁護士・キーストーン法律事務所
藤原静雄	國學院大學法學部教授
水戸重之	弁護士・TMI総合法律事務所
望月浩一郎	弁護士・東京本郷合同法律事務所
安富潔	慶應義塾大学法學部教授・弁護士
山崎卓也	弁護士・Field-R法律事務所
山田二郎	弁護士・山田二郎法律事務所
山本和彦	一橋大学大学院法學研究科教授
横山潤	一橋大学大学院法學研究科教授

また、一般的の法律家は、スポーツの関係のことはあまり深く知らないケースが多い。特にドーピングについては、実態がわかつてなければ判断はできないので、仲裁人を対象としたセミナーなども積極的に開催していく方針だ。その情報は広く公開して、スポーツ界全体にとつて役立つようにしたい。

日本スポーツ界の発展を

名簿として仲裁人リストを作った。この中から当事者が仲裁人を選ぶことができる、必要があればJSAAがしかるべき人を選ぶ。ケースごとに3人の仲裁人を選ぶことになる。個々のケースで、完全に独立した人たちが干渉されない中で判断をすることが大切だ。

JSAで行うのは仲裁であるため、仲裁合意が必要となる。選手は申し込みをすればいいが、競技団体側に仲裁を行って合意してもらわないと始まらない。現在の状況では、競技団体側が「このケースは合意できない」といった場合、仲裁ができない仕組みになっている。

そこで、我々としては、競技団体の規則を改正してもらつて、団体の決定に対して不満があればJSAAで決着をつけているという規定にてもらえれば、自動的にJSAAで合意ができることになる。その規則改正をお願いしている段階だが、そこまでやってくれるかどうかは競技団体ごとの判断である。

だが、競技団体が規則の改正をせず、事件があるたびに個別に仲裁の合意をするということでは不透明さは残る。競技団体側が勝てそうなものだけを選んだりするということでもあります。本当に問題のあるところが表に出でこなかつたり

ただけだ。競技団体側も変なことをするだけだ。競技団体側も負けてしまふとスポーツ仲裁機構で負けてしまうという認識がでければ、変なことは自ずとなり、日本スポーツ界の発展につながるだろう。最終目標は、スポーツ界が透明できれいになつた上で、紛争がなくなれば一番いいと思う。（構成 石田英恒）

する可能性もあるので、すべてをJSAAに持っていくという規則になれば、最も透明性は増すだろう。